

今回のテーマ：36協定って何？

Q. 36協定という言葉を知りたいのですが、これはどういう意味なんですか？

A. 36協定とは、一般的に「時間外労働協定届」のことをいいます。労働基準法第36条が根拠になっていることから、一般的に「36協定」という名称で呼ばれています。

労働基準法第36条によると「使用者は、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、その協定で定めるところによって（法定）労働時間を延長し、又は（法定）休日に労働させることができる。」としています。

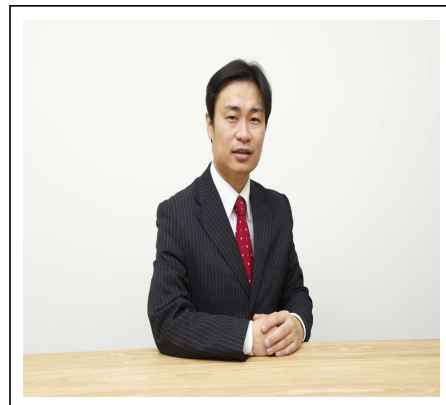
実は本来、労働基準法に定められた労働時間(1日8時間・週40時間)を超えて労働させることや休日(週に1回の休日等)に労働させることは、労働基準法違反であり違法行為となります。この36協定を締結し労働基準監督署に届け出ることによって、違法行為による刑事罰を免れる効果、すなわち免罰効果があるとされているのです。

ゆえに、残業を行う場合に関しては、36協定を労働基準監督署に届け出ましょう。

残業するなら36協定を！

.....

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP http://www.office-kojitani.com/



.....

執筆者プロフィール

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！